

## 食品等流通合理化緊急対策事業等実施要領

制	定	平成 4 年 7 月 2 2 日	4 食流第 2 3 4 9 号
			農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知
改	正	平成 1 2 年 1 2 月 2 8 日	1 2 食流第 3 8 8 5 号
		平成 1 9 年 3 月 2 7 日	1 8 総合第 1 8 1 7 号
		平成 2 3 年 8 月 3 1 日	2 3 総合第 1 1 0 5 号
		平成 2 4 年 2 月 8 日	2 3 食産第 3 1 6 9 号
		平成 2 5 年 2 月 2 6 日	2 4 食産第 5 3 3 7 号
		平成 2 5 年 6 月 7 日	2 5 食産第 9 9 4 号
		平成 3 0 年 1 0 月 2 2 日	3 0 食産第 2 6 0 0 号

### 第 1 目 的

この事業は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する食品等流通合理化事業の一環として、食品等の流通の合理化を緊急に実施すること及び 6 次産業化を促進することにより、食品等の流通の合理化を図り、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

### 第 2 事業の内容

#### 1 食品等流通合理化緊急対策事業

- (1) 公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「機構」という。）は、食品等販売事業協同組合等（食品等販売事業者（食品等の販売の事業を行う者をいう。以下同じ。）又は当該者を構成員とする事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合連合会、森林組合連合会若しくは一般社団法人（特定の事業を行う者をその社員たる資格とし、かつ、その特定の事業を行う者が任意に加入し又は脱退することができる旨を定款で定めているものに限る。）をいう。以下同じ。）のニーズを踏まえ、食品等販売事業協同組合等と共同して、食品等の流通の合理化を図るために必要な情報機器、物流システム等（以下「設備等」という。）の開発を行うものとする。
- (2) 機構は、食品等販売事業協同組合等と共同して、(1)により開発した設備等を取得し、当該食品等販売事業協同組合等を組織する食品等販売業者に引き渡し、その用に供するものとする。

#### 2 農山漁村 6 次産業化対策事業

機構は、農林漁業の成長産業化に向け、農山漁村の 6 次産業化を促進するため、別表 1 に定める事業実施主体を公募により決定し、事業を実施するものとする。

### 第3 事業実施計画の策定等

#### 1 食品等流通合理化緊急対策事業

- (1) 機構は、第2の1の事業を実施する場合には、開発・導入する設備等の種類、食品等販売事業協同組合等名、設備等の引渡し条件、事業の実施期間その他必要な事項を記載した事業実施計画を策定するものとする。
- (2) 食品等販売事業協同組合等は、第2の1の事業に参画する場合には、法第5条第1項に基づく計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成し、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

#### 2 農山漁村6次産業化対策事業

- (1) 機構は、第2の2の事業を実施する場合には、「農山漁村6次産業化対策事業実施計画」（別記様式）を作成し、食料産業局長（以下「局長」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業実施主体は、第2の2の事業を実施する場合には、事業実施計画を作成し、機構の承認を受けなければならない。
- (3) 機構は、(2)の承認をしようとするときは、あらかじめ別表1に定める者に協議するものとする。
- (4) 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止については、(1)から(3)までに準じて行うものとする。

### 第4 機構の業務

- 1 機構は、第2の1の事業の円滑かつ安全な運営を図るため、食品等関係業界、機器メーカー、割賦販売会社、損害保険会社等の専門家の参加を得て食品等流通合理化事業委員会を開催し、事業実施計画の策定、事業の実施、フォローアップ等を行うものとする。
- 2 機構は、第2の2の事業の円滑かつ安全な運営を図るため、第2の2の事業内容を踏まえ、審査に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる専門家の参加を得て農山漁村6次産業化対策事業実施者選定審査委員会を開催し、公募要領及び審査基準を作成するとともに、公募に伴う事業実施候補者の選定審査を行うものとする。
- 3 機構は、本事業の円滑かつ安全な運営を図るため、必要に応じ専門家の参加を得て委員会を開催し、食品等流通合理化緊急対策業務規程、食品等流通合理化緊急対策業務委託要領、農山漁村6次産業化対策業務規程等の作成を行うものとする。
- 4 機構は、2により作成した公募要領及び審査基準並びに3により作成した食品等流通合理化緊急対策業務規程、食品等流通合理化緊急対策業務委託要領、農山漁村6次産業化対策業務規程等を制定又は変更する場合は、あらかじめ局長に協議しなければならない。
- 5 機構は、食品等流通合理化緊急対策業務委託要領に基づき、本事業の一部を委託することができるものとする。

### 第5 国の助成等

- 1 国は、予算の範囲内において機構に対し、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 1により国が交付する補助金は、開発・導入資金とし、第2の1の事業に係る部分を「食品等流通合理化緊急対策事業勘定」、第2の2の事

業に係る部分を「農山漁村6次産業化対策事業勘定」として、それぞれの事業に係る経理を区分して整理するものとする。

なお、「農山漁村6次産業化対策事業勘定」のうち、「事業費」及び「管理運営費」の経理は区分して整理するものとする。

3 機構は、「食品等流通合理化緊急対策事業勘定」の運用により生じた果実は、当該勘定に繰り入れるものとし、毎年度、局長の承認を得て、食品等流通合理化緊急対策事業の実施に要する経費に充てることができるものとする。

4 機構は、「農山漁村6次産業化対策事業勘定」については、決済用預金による方法で管理するものとする。

5 国は、第2のいずれかの事業が完了したとき、当該事業に係る勘定について残額が生じた場合は、これを返還させるものとする。

国は、第6の規定により機構が国庫補助金を国に返還すべき事由が生じた場合又は第9の報告を受けて「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定。以下「基金等に関する基準」という。）3の（4）アを準用し使用見込みの低い資金であると判断した場合には、資金のうち国庫補助金相当額（当該資金の運用から生じた果実を含む。）を上限として国に返還するよう命ずることができるものとする。

## 第6 事業の見直しの実施等

機構は、基金等に関する基準に適合するよう、次に掲げる事項を遵守するものとし、局長は、基金等に関する基準に従い必要な措置を講ずるものとする。

### 1 事業の見直しの実施

機構は、本事業について、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行い、実施した見直しの概要及び次回の見直しの時期について、局長に報告し、公表する。

### 2 事業の目標達成度の評価

機構は、定期的な見直しを行う際に、次に掲げる事業ごとの目標の達成度を評価し、公表する。

(1) 第2の1の事業の目標は、「本事業の対象となった食品等流通合理化計画における効果発現の割合をおおむね8割以上とする。」ものとし、機構は、毎年度、平成19年度以降に本事業の対象となった食品等流通合理化計画における効果発現の有無を確認することとする。

(2) 第2の2の事業の目標は、別表1のとおりとし、機構は、毎年度、目標達成に向けた実施状況を確認することとする。

### 3 資金の保有割合の公表等

(1) 機構は、定期的な見直しを行う際に、資金の保有割合（本事業に要する費用に対する保有資金額等の割合）を算出し、当該保有割合を局長に報告し、公表する。

また、機構は、当該保有割合の公表にあわせて、当該算出に用いた算出方法（算式）及び数値を局長に報告し、公表する。

(2) 機構は、資金の運用について、第2の1の事業の遂行に支障のない範囲内で、元本が回収できる可能性が高く、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行う。

#### 4 使用見込みが低い場合等の取扱い

(1) 機構は、定期的な見直しの際に、資金が基金等に関する基準3（4）アの基準に該当する場合は、資金の財源となっている国庫補助金の国への返還等、その取扱いを検討する（ただし、当該基準①に該当する場合は、本事業の新規申込の受付を終了した時点で、直ちに国庫補助金の国への返還等の検討に着手する。）。

また、機構は、当該検討結果を局長に報告し、公表する。

(2) 機構は、定期的な見直しの際に、資金が基金等に関する基準3（4）アの基準に該当するが、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のため所要額を残置する必要がある場合は、局長と協議の上、残置が必要な理由、残置する所要額及び当該所要額の積算の根拠等を公表する。

(3) 機構が国庫補助金を国へ返還する場合、国へ返還する額は、資金のうち国庫補助金相当額（当該資金の運用から生じた果実を含む。）を上限とする。

#### 第7 開発・導入設備等

第2の1の事業により開発・導入する設備等の種類は、別表2のとおりとする。

#### 第8 開発・導入資金の廃止

機構は、本事業が廃止された場合において、残額が生じたときは、当該残額の全額を国に返還するものとする。

ただし、残額の上限は、国庫補助金相当額（当該資金の運用から生じた果実を含む。）ものとする。

#### 第9 その他

局長は、機構に対し、当該事業の実施運営に関し必要な報告を求め、又は指導を行うものとする。

#### 附則

この要綱は、平成30年10月22日から施行する。

別表1(第2、第3、第6関係)

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	事業目標	協議対象者
1 農山漁村 6次産業化 緊急対策推 進事業				
(1) 6次産 業化推進整 備事業	農林漁業者等が自ら、あるいは食品産業事業者と連携して行う6次産業化の取組について、農林水産物の加工・販売のために必要な機械・施設、農林水産物の生産のために必要な機械・施設の整備を行う。	<p>地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消費」という。）第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。</p> <p>1 農林漁業者団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができるものと認められる団体（なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）並びにこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>2 食品産業事業者 食品の製造等を行う中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。）又は農業協同組合等であつて、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者のことをいう。）と連携する者をいう。</p>	<p>本事業の対象となった総合化事業計画の目標達成の割合がおおむね8割以上となること。</p>	<p>1 事業実施場所が北海道である事業実施主体については、北海道農政事務局長</p> <p>2 事業実施場所が沖縄県である事業実施主体については、沖縄総合事務局長</p> <p>3 事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体については、地方農政局長</p>

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	事業目標	協議対象者
(2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	民間、大学、独立行政法人等の総力を結集し、農林水産業の成長産業化に必要な先進的な技術の実用化を推進するため、「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野等に位置付けられた技術等、事業化が見込まれる新技術について、開発段階から実証段階に進む過程の技術実証に必要な実証施設の整備を行う。	民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人、技術研究組合及び事業化共同体（コンソーシアム）とする。	2020年（平成32年）に6兆円規模の新産業の創出に貢献しうる新技術を実証、実用化ステージまでの進展に資すること。	食料産業局長
(3) 農産物等輸出拡大緊急対策事業	海外において、特定の品目について国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる団体が、消費者や流通業者等を対象に、我が国の食品のセミナーを開催し、我が国の食品の安全性や魅力等について広く紹介を行い、輸出の拡大を図る。 また、外食事業者の団体等が、海外の外食事業者等を日本に招へいし、地域の生産者等の取組等を紹介することや我が国の農産物や食品の安全性や魅力等についてのセミナーを開催し、輸出の拡大を図る。	1 品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業 特定の品目について国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる次の団体 農林漁業者の組織する団体、食品事業者等の組織する団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、その他食料産業局長が特に必要と認める団体 2 海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業 民間事業者、事業協同組合、協業組合、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、農林漁業者の組織する団体、独立行政法人、その他食料産業局長が特に必要と認める団体	国内外で開催するセミナー等の参加者のうち、概ね8割の参加者が、国産農林水産物等の安全性や魅力等について理解を深めること。	食料産業局長

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	事業目標	協議対象者
(4) ミラノ国際博覧会政府出展事業	国際博覧会条約に基づき開催されるミラノ国際博覧会において、我が国の農業と食品産業の健全な発展のため、我が国の官民による食に関する取組状況等を広く出展、公開するために必要な取組を支援する。	農林漁業者の組織する団体、食品加工業者の組織する団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、独立行政法人、民間事業者、その他食料産業局長が特に必要と認める団体	ミラノ国際博覧会における日本館来場者数の割合が、上海国際博覧会（7.4%）を上回る10%以上となることに資すること。	食料産業局長
2 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業				
(1) 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業	農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギーの供給に向けて、地域の具体的な導入可能性を明らかにするための取組の支援を行う。	農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、地方公共団体、その他食料産業局長が特に必要と認める団体	平成27年度末に調査地域における再生可能エネルギー電気の供給に向けた取組が100カ所以上となること。	食料産業局長

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	事業目標	協議対象者
<p>3 6次産業化推進事業</p>	<p>農林漁業者と多様な業種の事業者が連携して行う取組に必要となる大規模な加工施設・機械の整備等を支援する。</p> <p>また、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画するネットワークの構築に向けた推進会議の開催、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、農林漁業者等が行う新商品開発・販路開拓等の取組を支援するほか、各都道府県単位で行うネットワークの構築に向けた普及啓発活動、マッチング促進のための交流会の開催、取組の中核となる農林漁業者等へのサポート活動等の取組を支援する。</p>	<p>1 連携施設整備事業</p> <p>六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく総合事業計画の認定を受けた者又は農商工等連携促進法第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。</p> <p>① 農林漁業者団体（上記の事業の種類欄1の（1）の6次産業化推進整備事業の事業実施主体1と同じ。）</p> <p>② 農林漁業者団体等と連携する中小企業者</p> <p>農商工等連携促進法第2条第1項に規定する中小企業者（個人及び代表者が大企業又はみなし大企業を除く。）であって、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者のことをいう。）と連携する者をいう。</p> <p>2 連携活動推進事業</p> <p>① 推進会議の開催</p> <p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p> <p>② プロジェクト調査・検討</p> <p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p> <p>③ プロジェクトリーダーの育成</p> <p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p>	<p>6次産業化の市場規模の拡大に資すること。（平成27年度までに約3兆円に拡大）</p>	<p>1 事業実施場所が北海道である事業実施主体については、北海道農政事務局長</p> <p>2 事業実施場所が沖縄県である事業実施主体については、沖縄総合事務局長</p> <p>3 事業実施場所がその他の都府県である事業実施主体については、地方農政局長</p> <p>ただし、事業実施主体欄の「2連携活動推進事業」については、食料産業局長</p>



事業の種類	事業の内容	事業実施主体	事業目標	協議対象者
		<p>④ 共同新商品の開発・販路開拓 農林漁業者、民間事業者、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p> <p>3 連携活動サポート事業 民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、事業協同組合、企業組合、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、地域協議会、食料産業クラスター協議会、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p>		

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	事業目標	協議対象者
4 輸出拡大 及び日本食 ・食文化発 信緊急対策 事業				
(1) 輸出に 取り組む農 林漁業者等 のきめ細か な支援	<p>1 ジャパン・ブランドの確立に向けた取組への支援 特定の品目について、国内の主な輸出産地や食品事業者等を相当程度取りまとめる団体がジャパン・ブランドの確立を図るために行う、産地間調整や海外市場における継続的なマーケティング活動、ジャパン・ブランドのPR、日本産食品の安全性や魅力等について海外で広く紹介するセミナーの開催等の取組を支援する。</p> <p>2 農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援 農林漁業者や食品事業者等が、今後、輸出拡大が期待される品目について明確な目標を設定し、海外市場開拓調査や国内産地への海外バイヤーの招へいなどの活動を行うことにより、地域・地方の産品の輸出拡大を図る取組を支援する。</p>	<p>農林漁業者の組織する団体（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人（直近3カ年平均の輸出額の実績が100万円以上の法人に限る。）については、事業の内容欄の「2 農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の輸出拡大を図る取組への支援」に限る。））、食品産業事業者等の組織する団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p>	<p>2020年（平成32年）に農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準に拡大する政策目標に資すること。</p>	食料産業局長

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	事業目標	協議対象者
	<p>3 品目別輸出振興体制の整備を図る取組への支援</p> <p>今後、戦略的に輸出拡大を図っていくことが必要な品目（米、畜産物、野菜、果実、酒類、緑茶、林産物、水産物、花き及び加工食品）について、当該品目に係る国内の主な輸出産地、関係事業者等を取りまとめる団体が、その専門的な知識を有する者を効果的に活用しつつ、通年又は長期安定供給体制の整備を図る取組を支援する。</p>			
(2) 日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業	<p>世界で評価を得ている日本食・食文化が世界中でさらに普及し、次世代へ受け継がれるよう、日本食・食文化を発信する日本食フェスティバルや日本食文化週間の開催、海外メディアに対する国内の取組紹介等を一体的、戦略的に展開するプロジェクトを実施する取組を支援する。</p>	<p>農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p>	<p>2020年（平成32年）に農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準に拡大する政策目標に資すること。</p>	<p>食料産業局長</p>
(3) 日本食・食文化の普及推進事業	<p>海外における魅力ある日本食の理解の深化を図るため、海外レストラン、日本食の料理人等の世界的ネットワークを活用した日本食の魅力を発信する取組を支援する。</p>	<p>農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、その他食料産業局長が特に必要と認める団体</p>	<p>2020年（平成32年）に農林水産物・食品の輸出額を1兆円水準に拡大する政策目標に資すること。</p>	<p>食料産業局長</p>

別表 2 (第 7 関係)

食品等流通合理化緊急対策事業に係る補助対象設備等

類 型	設 備 目 的	設 備 内 容
(1) 情 報	的確な商品管理、経営管理、迅速かつ正確な発注・仕入れ、顧客管理等のサービスシステムの開発と販売管理の近代化を図るための設備の整備	業界適応型 P O S (販売時点情報管理システム)、E O S (商品補充発注システム) 等情報処理システム
(2) 物 流	輸配送段階における食品等の鮮度その他の品質の保持及び管理する上で必要な設備の整備	多温度帯輸送車等物流近代化設備
(3) 多温度帯	食品等の鮮度その他の品質の保持及び管理するため最適な温度で維持するために必要な設備の整備	食品等特性適応型冷蔵・冷凍ショーケース等品質管理設備
(4) 省 エ ネ	省エネルギーによる生産コストの減少及び資源の有効利用を図るために必要な設備の整備	省資源型食品等製造設備
(5) 廃 棄 物	鮮魚流通容器等の効率回収及び保管・運搬経費の効率化を図るために必要な設備の整備	発泡スチロール処理装置等公害防止装置

別記様式（第3関係）

番 号  
年 月 日

食料産業局長 殿

所在地  
団体名  
代表者名

印

平成〇〇年度農山漁村6次産業化対策事業実施計画の承認（変更の承認）の申請について

食品等流通合理化緊急対策事業等実施要領（平成4年7月22日付け4食流第2349号農林水産事務次官依命通知）第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて承認（変更の承認）を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
農山漁村6次産業化対策事業勘定の管理計画
- 3 事業の実施体制
- 4 農山漁村6次産業化対策事業勘定の経費内訳

区分	事業費	備考
I 事業費	円	
1 農山漁村6次産業化緊急対策推進事業 (1) 6次産業化推進整備事業 (2) 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業 (3) 農産物等輸出拡大緊急対策事業 (4) ミラノ国際博覧会政府出展事業		
2 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業		
3 6次産業化推進事業		
4 輸出拡大及び日本食・食文化発信緊急対策事業 (1) 輸出に取り組む農林漁業者等のきめ細かな支援 (2) 日本食・食文化の世界的普及プロジェクト事業 (3) 日本食・食文化の普及推進事業		
II 管理運営費		
計		